

えたほうが良いでしょう。

俳句も大切な文化です。松尾芭蕉の句に、

「閑（しずか）さや岩にしみ入る蟬の声」

「むざんやな甲（かぶと）の下のきりぎりす」（『奥の細道』）

がありますが、芭蕉の句には、二つの対極的な事象を見事に結びつけるものが少なくありません。その対比に人びとは感動を憶えます。このことを指摘した外国人がいます。そういう鋭い眼で現実を觀察し、分析することが大切だと、私は考えています。

——徳川家康が知識欲に溢れた勉強家であつたことも知りました。

孫崎 三浦按針という日本名ももつイギリス人のウイリアム・アダムスが一六〇〇年に日本に漂着して、家康と面会しました。その時のことをアダムスが妻に宛てて書いた手紙が残っていたのです。アダムスは、家康が「西洋の習慣や情勢について、戦争と平和に関する事、動物や家畜の種類、信仰などあらゆる質問をされ」たと記しています。質問は夜遅くまでなされ、二日後にも呼び出されたといいます。

——とても大切なことを沢山、ありがとうございました。

（聞き手：村岡利）

〔本稿は、二〇二〇年一月二十四日に行われた政権構想探求グループの発足記念集会での講演と、季刊『フラタニティ』第一七号＝二〇二〇年二月号の「編集長インタビュー」を再録した〕

最高裁を若返らせる——政権構想に向けた一提言

西川伸一

はじめに

最高裁には最高裁長官一人と最高裁判事一四人の合計一五人の最高裁裁判官がいる。現在の彼ら一五人の任命時年齢などは表1（次頁）のとおりである。

このうち、大谷長官は二〇一五年二月一七日に最高裁判事に任命された。当時六二歳であった。その後、二〇一八年一月九日に最高裁長官に昇格したのである。そこで、大谷の場合は六二歳として、一五人全員が最高裁入りした時点での平均年齢は、月齢を無視した単純計算によれば六三・一歳となる。一方、アメリカ連邦最高裁の九人の判事についての就任時年齢などを表2に掲げてみよう。

九人全員の連邦最高裁入りした際の平均年齢を同様に単純計算すると、五一・三歳となる。韓国の最高裁長官に相当する大法院長である金命洙（キム・ミヨンス）が二〇一七年九月にそのポ

裁判所法第四一条は「最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養にある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し」と定めている。法的には四〇歳以上であれば最高裁裁判官になることができる。なぜ任命下限年齢を四〇歳としたのか。

大日本帝国憲法第五七条第二項に基づいて、裁判所の組織と裁判官の身分をめぐる事項を定めたのが裁判所構成法である。これは日本国憲法施行とともに裁判所法に改正された。裁判所構成法には戦後の最高裁裁判官に当たる大審院判事の任命下限年齢についての規定はなかった。司法省民事局で行われた同法の改正作業で得られた当初案でも年齢は未規定だった。それが一九四六年一月に法制局審査に付された際、法制局は「年齢四十年以上」を加えたのである。法制局

1 任命下限年齢についての法的規定と現実

ストに就いたときの年齢は、五九歳であった。これらからみて、還暦を過ぎないと事实上就任できない日本の最高裁裁判官は高齢法曹の集まりと化している（西川二〇一四）。せめて五〇歳代が複数いる法廷構成を実現できないものか。

私は最高裁に女性裁判官を増やすべきだとの主張をすでに書いた（西川二〇一九a）。本稿はその続編として最高裁の若返りを目指した検討を行う。

表1 最高裁裁判官15人（2020年4月1日時点）の任命時年齢など

| 氏名 | 官名 | 任命時年齢 | 生年月日 | 任命日 | 出身枠 |
|------|----|-------|------------|-----------|----------|
| 大谷直人 | 長官 | 65 | 1952.6.23 | 2018.1.9 | 裁判官（刑事） |
| 池上政幸 | 判事 | 63 | 1951.8.29 | 2014.10.2 | 学識者（検察官） |
| 小池裕 | 判事 | 63 | 1951.7.3 | 2015.4.2 | 裁判官（民事） |
| 木澤克之 | 判事 | 64 | 1951.8.26 | 2016.7.19 | 弁護士 |
| 菅野博之 | 判事 | 64 | 1952.7.3 | 2016.9.5 | 裁判官（民事） |
| 山口厚 | 判事 | 63 | 1953.11.6 | 2017.2.6 | 弁護士 |
| 戸倉三郎 | 判事 | 62 | 1954.8.11 | 2017.3.14 | 裁判官（刑事） |
| 林景一 | 判事 | 66 | 1951.2.8 | 2017.4.10 | 学識者（行政官） |
| 宮崎裕子 | 判事 | 66 | 1951.7.9 | 2018.1.9 | 弁護士 |
| 深山卓也 | 判事 | 63 | 1954.9.2 | 2018.1.9 | 裁判官（民事） |
| 三浦守 | 判事 | 61 | 1956.10.23 | 2018.2.26 | 学識者（検察官） |
| 草野耕一 | 判事 | 63 | 1955.3.22 | 2019.2.13 | 弁護士 |
| 宇賀克也 | 判事 | 63 | 1955.7.21 | 2019.3.20 | 学識者（学者） |
| 林道晴 | 判事 | 62 | 1957.8.31 | 2019.9.2 | 裁判官（民事） |
| 岡村和美 | 判事 | 61 | 1957.12.23 | 2019.10.2 | 学識者（行政官） |

掲載順は長官以外は任命順。筆者作成。

表2 アメリカ連邦最高裁判事9人（2020年4月1日時点）の就任時年齢など

| 氏名 | 就任時年齢 | 生年月日 | 就任日 |
|-----------------|-------|-----------|------------|
| クレランス・トーマス | 43 | 1948.6.23 | 1991.10.23 |
| ルース・ベイダー・ギンズバーグ | 60 | 1933.3.15 | 1993.8.10 |
| ステイーブン・ブライヤー | 56 | 1938.8.15 | 1994.8.3 |
| ジョン・ロバーツ（長官） | 50 | 1951.8.26 | 2005.9.29 |
| サミュエル・アリート | 55 | 1950.4.1 | 2006.1.31 |
| ソニア・ソトマイヨール | 55 | 1954.6.25 | 2009.8.8 |
| エレナ・ケイガン | 50 | 1960.4.28 | 2010.8.7 |
| ニール・ゴーサッチ | 49 | 1967.8.29 | 2017.4.10 |
| ブレット・カバノー | 53 | 1995.2.12 | 2018.10.6 |

掲載順は就任順。アメリカ連邦最高裁は1人の首席判事と8人の陪席判事から構成される。首席判事に日本では慣例的に長官との訛語を当てている。筆者作成。

表3 最高裁裁判官のうち50歳代で任命された者

| 氏名 | 任命時年齢 | 生年月日 | 任命日 | 出身枠 |
|------|-------|------------|------------|----------|
| 真野毅 | 59 | 1888.6.9 | 1947.8.4 | 弁護士 |
| 庄野理一 | 58 | 1888.12.20 | 1947.8.4 | 弁護士 |
| 小谷勝重 | 56 | 1890.12.24 | 1947.8.4 | 弁護士 |
| 島保 | 55 | 1891.8.25 | 1947.8.4 | 裁判官 |
| 斎藤悠輔 | 55 | 1892.5.21 | 1947.8.4 | 学識者（検察官） |
| 藤田八郎 | 54 | 1892.8.5 | 1947.8.4 | 裁判官 |
| 岩松三郎 | 53 | 1893.12.31 | 1947.8.4 | 裁判官 |
| 河村又介 | 53 | 1894.1.1 | 1947.8.4 | 学識者（学者） |
| 入江俊郎 | 51 | 1901.1.10 | 1952.8.30 | 学識者（行政官） |
| 奥野健一 | 58 | 1898.11.18 | 1956.11.22 | 学識者（行政官） |
| 田中二郎 | 57 | 1906.7.14 | 1964.1.16 | 学識者（学者） |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 407-410）。

このとおり一一人しかいない。うち八人は最高裁判所の発足時の任命者である。退官者の後任として五〇歳代の者が人選されることとは、きわめて例外的であることがわかる。また、直近の五〇歳代での任命者は一九六四年一月任命の田中二郎までさかのぼらなければならない。それ以来半世紀以上にわたって五〇歳代で最高裁入りした者はいない。いわば「赤いちゃんちゃんこ」組が最高裁裁判官のイスを独占してきたのである。最高裁裁判官の指名・任命は内閣の権限である。最高裁長官は内閣が指名し、天皇が任命する（憲法第六条第二項）。最高裁判事は内閣が任命する（憲法第七九条第一項）。その年齢構成のバランスに強い関心をもつ政権が誕生して意識的な人事を行わない限り、「赤いちゃんちゃんこ」状況は変わらないであろう。ちなみに、最年少任命者は入江俊郎の五一歳である。最高裁裁判官の定年年齢

は、枢密顧問官の任命下限年齢を定めた枢密院官制及事務規程第四条の「年齢四十歳ニ達シタルモノ」を参考にした（西川二〇〇九一二七）。その後、民事局では四五歳以上とする修正案が検討された。だが、連合国最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）側から「若い人にも優秀な人がおり、之を入れる必要もあるう」などと指摘され、結局任命下限年齢は四〇歳で決着した（西川二〇〇九一二三）。

ただ、現実には四〇歳代の「若い人」が最高裁裁判官に任命されたことはこれまで一度もない。裁判所法案の審査をGHQ側で担当した民政局（GS）のアルフレッド・オプラード・法廷法律課長は、一九七六年に刊行された自著において次のように悔いている。「現実にはしばしば精神は動脈と一緒に硬化し、年老いた裁判官は常に変わり行く諸条件に自分自身を適応させることができるとほど十分な柔軟性を必ずしも備えていないのである。（略）私達は、最高裁判所の一五名の裁判官の少なくとも五名は、任命の時点で五〇歳未満でなければならないという規定を設けることによつて、最高裁判所の裁判官につき最低年齢要件と最高年齢要件のバランスを保つべきであった」（オプラード・一九九〇一二八一）。

五〇歳代で任命される最高裁裁判官でさえ珍しい。一九四七年八月四日の最高裁発足から二〇一九年一〇月一日に任命された岡村和美まで、一八二人の最高裁裁判官が任命されている。表3は彼らのうち五〇歳代で任命された者を任命順に示したものである。

表4 66歳以上で任命された最高裁判官とその任期時の衆院議員の任期満了日

| 氏名 | 任命時年齢 | 任命日 | 定年退官日 | その任期満了日 (実際の解散 / 総選挙 = 国民審査期日) |
|-------|-------|------------|------------|-----------------------------------|
| 三淵忠彦 | 67 | 1947.8.4 | 1950.3.22 | 1951.4.24 (1948.12.23/1949.1.23) |
| 塚崎直義 | 66 | 1947.8.4 | 1951.5.9* | 1951.4.24 (1948.12.23/1949.1.23) |
| 相原語六 | 66 | 1963.12.13 | 1967.9.19 | 1967.11.20 (1966.12.27/1967.1.29) |
| 本林 譲 | 66 | 1975.8.8 | 1979.3.30 | 1976.12.9 (任期満了 / 1976.12.5) |
| 長島 敦 | 66 | 1984.6.12 | 1988.3.16 | 1987.12.17 (1986.6.2/1986.7.6) |
| 佐藤哲郎 | 66 | 1986.5.21 | 1990.1.4 | 1987.12.17 (1986.6.2/1986.7.6) |
| 奥野久之 | 67 | 1987.9.5 | 1990.8.26 | 1990.7.5 (1990.1.24/1990.2.18) |
| 橋本四郎平 | 67 | 1990.1.11 | 1993.4.12 | 1990.7.5 (1990.1.24/1990.2.18) |
| 佐藤庄市郎 | 66 | 1990.2.20 | 1994.2.15 | 1994.2.17 (1993.6.18/1993.7.18) |
| 木崎良平 | 66 | 1990.9.3 | 1994.7.24 | 1994.2.17 (1993.6.18/1993.7.18) |
| 味村 治 | 66 | 1990.12.10 | 1994.2.6 | 1994.2.17 (1993.6.18/1993.7.18) |
| 高橋久子 | 66 | 1994.2.9 | 1997.9.20 | 1997.7.17 (1996.9.27/1996.10.20) |
| 元原利文 | 66 | 1997.9.8 | 2001.4.21 | 2000.10.19 (2000.6.2/2000.6.25) |
| 奥田昌道 | 66 | 1999.4.1 | 2002.9.27 | 2000.10.19 (2000.6.2/2000.6.25) |
| 深澤武久 | 66 | 2000.9.14 | 2004.1.4 | 2004.6.24 (2003.10.10/2003.11.9) |
| 須藤正彦 | 67 | 2009.12.28 | 2012.12.26 | 2013.8.29 (2012.11.16/2012.12.16) |
| 林 真一 | 66 | 2017.4.10 | 2021.2.7 | 2018.12.13 (2017.9.28/2017.10.22) |
| 宮崎裕子 | 66 | 2018.1.9 | 2021.7.8 | 2021.10.21 (未定 / 未定) |

* 塚崎は定年退官を待たずに 1951 年 2 月 14 日に依頼退官。

た最高裁判官で吟味したのが表4である。

表4の氏名欄

で氏名をゴシック体にした最高裁判官は、在任中にもし衆院の解散・総選挙がなければ国民審査を受けずに定年退官日を迎えた者である。最高裁判官は、在任中にもし衆院の解散・総選挙を受けずに定年退官日を迎えた者が長官を含めて一人、該当者が長官を最高裁判官の任期満了時に該當する。

ところで、最高裁判官は任命されて最初に迎える衆院総選挙時に国民審査にかけられる。それを定めた憲法第七九条第二項後段には、「一度国民審査にかけられた者について、「その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする」と記されている。この規定に従つて、入江は一九五二年一〇月一日の衆院総選挙時の第二回国民審査にかけられた後、一〇年を経過してはじめて行われた一九六三年一月二一日の衆院総選挙時の第六回国民審査で二度目の審査を受けた。同様に二度の国民審査を経験した者に小谷勝重、島保、斎藤悠輔、藤田八郎、河村又介の五人がいる。いずれも一九四九年一月二三日の第一回国民審査と一九六〇年一月二〇日の第五回国民審査である。

これに対して、任命上限年齢はあるのだろうか。前述のとおり、定年年齢は七〇歳である。そのため六九歳の者でも理論的には任命可能である。とはいっても、定年までの期間があまりに短いと国民審査にかけられずに退官となる。これを許せば憲法が定める国民審査制度を空洞化させてしまう。やがて任命時の衆院議員の任期がいつまでかが任命上限年齢の目安になる。なるほど衆院を解散せずに任期満了・総選挙となつた事例は戦後一回しかない。しかし、それを想定した人選により国民審査に必ずかけられる担保を取つておくべきだろう。この点を六六歳以上で任命されると一九六〇年一月二〇日の第五回国民審査である。

は七〇歳であるから、入江は一八年五か月もの間最高裁判事を務めた。この記録を破る者は今後現れようか。

た。このときの選考方法は裁判官任命諮問委員会が三〇人の候補者を選び、時の片山哲内閣がその中から一五人を選出し、内閣議で決めた。これらの議論において、国民審査の観点から任命上限年齢を念頭に置いた意見はみあたらぬ（西川二〇〇九・五四・五九）。ゴシック体の該当者八人のうち現職の宮崎裕子を除く七人は、定年退官日までにたまたま解散・総選挙があり国民審査にかけられたにすぎない。もちろん時の首相はこの点も考慮に入れて解散期日を決めるわけではない。

七人のうち一番際どかつたのが須藤正彦である。定年退官日の一〇日前に当たる二〇一二年一二月一六日に総選挙＝国民審査となつた。当時の野田佳彦首相は必ずしも年内解散にこだわっていなかつたことを、内閣官房長官だった藤村修は証言している（藤村二〇一四・一七六）。やはりたまたまだつたのである。現職の宮崎もこの偶然に恵まれるかはわからない。

これまで任命された最高裁裁判官のうち、国民審査を受けなかつた者は、現職の七人（表1の宮崎以下）を除けば二人しかいない。任命後一年足らずで「失言」により引責辞任した庄野理一（在任・一九四七・八・四—一九四八・六・二八）と在官中に死去した穂積重遠（在任・一九四九・二・二六—一九五一・七・二九）である。彼ら以外は上記の不確定要素を抱える者もいながら、全員が結果的に国民審査にかけられてきた。

国民審査の形骸化が叫ばれて久しい。最高裁裁判官の指名・任命に当たつて、たまたまに頼らず確実に国民審査にかけられる年齢の者を人選するかどうか。ここに当該の政権の国民審査制度

に対する本気度が現れよう。

2 職業裁判官枠での任命者の若返りは可能か

表1の出身枠欄に記したとおり、最高裁裁判官一五人の出身分野別内訳は職業裁判官出身者六人、弁護士出身者四人、学識経験者出身者五人と慣例的に決まつてゐる。その上、職業裁判官六人は民事裁判官出身者四人と刑事裁判官出身者一人、学識経験者枠の五人は検察官出身者一人、行政官出身者一人、学者出身者一人と細かく分かれ。それぞれの枠の者が定年退官あるいは依願退官する場合、後任は同じ枠の中で選考される。

最高裁発足当初これら三枠の比率は五・五・五だった。その後適任者がおらず他の枠を借りるなどの糾余曲折があり、一九六九年からは現在の六・四・五の比率にほぼ落ち着いている（西川二〇一〇・二三二）。これが各出身母体の既得権益と化して、それぞれの上がりポストないしうまほうびポストに堕していふとの強い批判がよくなされる。一方で、任命権は内閣にあることを考えれば、こうした慣例が最高裁裁判官人事をめぐる政権からの介入を防ぐ役割を果たしてきたことも無視できまい。任命権をもつからといつて政権がこの比率を恣意的に変更することは、司法の独立に抵触する。それは法曹界の合意に委ねられるべきだろう。

この点は措くとして、職業裁判官出身者六人の若返りはどのようにすれば可能になるかを考え
てゆきたい。

最高裁入りした職業裁判官はこれまで六七人いる。戦後の司法修習終了者に限れば、一九八四年二月に任命された矢口洪一から一〇一九年九月任命の林道晴までの三六人になる。そのうち三人は直前のポストが高裁長官であった。高裁長官が最高裁裁判官に出世するのである。彼らはさらにその前に六人を除いて最高裁事務総長、司法研修所長、最高裁首席調査官、法務省民事局長のいずれかに就いている。ただ一人高裁長官歴のない千種秀夫は、最高裁事務総長と法務省民事局長の二ポストを経験している。

最高裁事務総長とは最高裁の司法行政部門である最高裁事務総局のトップである。事務総局の幹部ポストは裁判官によって占められている。彼らは裁判しない裁判官たちである。それらポストを歴任した者が事務総長に就く。ただし、事務総長は裁判官ではなく一般職裁判所職員の扱いになる。事務総長には指定職俸給表が準用され、各府省の事務次官と同じ八号俸の俸給が支給される。

司法研修所は最高裁の付属機関であり、裁判官の研究・修養も担うが、むしろ司法試験に合格した司法修習生に修習を施す機関としてよく知られている。彼らの修習を統轄するのが司法研修所長である。このポストにも裁判官が就く。司法研修所教官としても裁判官が教鞭を執っている。

やはり裁判しない裁判官たちである。

また、最高裁の裁判部門には一五人の最高裁裁判官を補佐するスタッフとして最高裁調査官が配置されている。彼らも裁判官であり、最高裁に係属する訴訟などにつき調査を行うが、もちろん法廷に出ることはない。首席調査官室、民事調査官室、行政調査官室、刑事調査官室の四室に四〇人が分属している。うち一人が首席調査官であり、その者が最高裁調査官たちを統括する。

加えて、裁判官の中には行政官庁へ出向する者もいる。その多くは法務省に勤務している。同省内での裁判官出向者の最高峰ポストが法務省民事局長である。そこまで達すると裁判所に戻つて、高裁部総括（裁判長）、地裁所長、高裁長官と経歴を積み上げる。

すなわち、裁判しない裁判官の出世ポストにのぼりつめた者が、高裁長官を経て最高裁入りするキャリアパスが確立されているのだ。これが維持される限り、職業裁判官枠で五〇歳代での最高裁入りは著しく困難であろう。その一例として、この枠での直近の任命者である林道晴の経歴を表5（次頁）に示す。

首席調査官からさかのぼつて、東京高裁部総括、地裁所長、事務総局局長、司法研修所事務局長、司法研修所教官、東京地裁部総括、事務総局課長、事務総局参事官、行政官庁出向、事務総局局付と華麗な経歴である。言い換えば、これだけの経歴の蓄積がなければ、最高裁への階段の入り口にたどり着けないのである。

表7 司法修習終了の職業裁判官が任官から最高裁入りまでにかかった年数

| 総数 | 34年 | 35年 | 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 36 | 1 | 1 | 6 | 11 | 8 | 6 | 3 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 408-410）および該当する各期の頁。

林は一九五七年八月三一日生まれである。現役で東大に合格・入学して大学四年の時に司法試験に合格した。一九八〇年三月に東大を卒業した後、翌月に司法修習生になっている。当時の司法修習は二年だったので、裁判官に任官したのは一九八二年四月である。つまり、大学浪人も司法浪人もせずに最短でエリートコースを歩んだ者でも、最高裁入りするころには六二歳前後になってしまふ。任官から三七年五か月ほどかかっている。司法修習終了の職業裁判官出身者が最高裁判官に就いた年齢は表6のとおりである。平均で六三・二歳となる。

六一歳の二人は千種秀夫（司法修習七期・一九五五年四月任官）と小野幹雄（同）である。千種は東大三年で司法試験に合格し、大学四年次は司法修習一年目と重なる。二三歳で任官した最も若い裁判官である。一九九三年九月に最高裁判事に任命された。最高裁入りするまで三八年五か月を要している。もう一人の小野は中大四年で司法試験に合格し、林と同様に二四歳で任官している。最高裁判事任命は一九九二年四月である。任官から三六年一〇か月かかっている。

そして、表7は司法修習終了の職業裁判官が任官から最高裁入りまでにかかった年数を算出したものである。厳密に正確を期せば、X年Yか月Z日となるがYか月Z日の部分は切り捨ててある。平均すれば任官後三七・五年で最高裁に到達

表5 林道晴最高裁判事の経歴

| 就任 | 退任 | ポスト名 | 備考 |
|------------|------------|----------------|---------|
| 1982.4.13 | 1985.8.1 | 東京地裁判事補 | 24歳 |
| 1985.8.1 | 1987.3.31 | 最高裁事務総局民事局付 | ★ |
| 1987.4.1 | 1989.3.31 | 厚生省年金局企業年金課主査 | ★ 30歳到達 |
| 1989.4.1 | 1990.3.31 | 札幌家地裁判事補 | |
| 1990.4.1 | 1992.3.31 | 札幌地家裁判事補 | |
| 1992.4.1 | 1992.4.12 | 東京地裁判事補 | |
| 1992.4.13 | 1993.7.14 | 東京地裁判事 | |
| 1993.7.15 | 1996.7.31 | 最高裁事務総局民事局参事官 | ★ |
| 1996.8.1 | 1999.6.30 | 最高裁事務総局民事局第二課長 | ★ 40歳到達 |
| 1999.7.1 | 2002.7.31 | 最高裁事務総局民事局第一課長 | ★ |
| 2002.8.1 | 2003.8.14 | 東京高裁第2民事部判事 | |
| 2003.8.15 | 2005.3.21 | 東京地裁民事第33部総括判事 | |
| 2005.3.22 | 2005.10.10 | 司法研修所民事裁判教官 | ★ |
| 2005.10.11 | 2009.8.2 | 司法研修所事務局長 | ★ 50歳到達 |
| 2009.8.3 | 2010.7.6 | 最高裁事務総局民事・行政局長 | ★ |
| 2010.7.7 | 2013.3.4 | 最高裁事務総局經理局長 | ★ |
| 2013.3.5 | 2014.9.11 | 静岡地裁所長 | ★ |
| 2014.9.12 | 2014.11.10 | 東京高裁第12民事部総括判事 | |
| 2014.11.11 | 2018.1.8 | 最高裁首席調査官 | ★ 60歳到達 |
| 2018.1.9 | 2019.9.1 | 東京高裁長官 | ★ |
| 2019.9.2 | ○ | 最高裁判事 | 62歳と3日 |

★は「裁判しない裁判官」ポストを示す。

作成参照：「弁護士山中理司（大阪弁護士会所属）のブログ」。

表6 司法修習終了の職業裁判官出身者が最高裁裁判官に就いた年齢

| 総数 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 36 | 2 | 6 | 13 | 14 | 1 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 408-410）。

している。

現行の司法試験制度がはじまつた二〇〇六年以降で最年少合格者は、二〇一八年の一九歳である。司法修習は一年に短縮されているので、その後官すれば五〇歳代後半で最高裁裁判官に任命されることは数字の上ではあり得る。もちろんこれは希有な例外である。いまの昇進システムを続ける限り、職業裁判官枠から五〇歳代の最高裁裁判官が誕生することはあるまい。この枠での若返りは当面困難である。

3 弁護士枠での任命者の若返りは可能か

であれば、弁護士枠は期待をもてるだろうか。表8は司法修習終了の弁護士出身者が最高裁裁判官に就いた年齢を示している。

平均で六四・六歳である。職業裁判官枠以上に高齢である。日弁連は「日本弁護士連合会が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考に関する運用基準」を定めて、それに基づき「最高裁判所裁判官推薦諮問委員会」を設置して候補者を選考してきた。それによれば全国に五二ある各弁護士会が候補者を推薦できた。

だが実際には、圧倒的な会員数を擁する東京三会（東京弁護士会（東弁）・第一

表8 司法修習終了の弁護士出身者が最高裁裁判官に就いた年齢

| 総数 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 32 | 3 | 3 | 9 | 8 | 6 | 3 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 408-410）。

東京弁護士会（一弁）・第二東京弁護士会（二弁）と大阪弁護士会の推薦者が就いてきた。例外的に兵庫県弁護士会（旧・神戸弁護士会）と愛知県弁護士会（旧・名古屋弁護士会）からも選ばれたことがある。共通点はそれぞれの弁護士会の会長や日弁連の委員会委員長など重要な会務経験者であることだ。これらについて、一九八八年四月から一九九〇年三月まで日弁連会長を務めた藤井英男は次のように説明している。

「各弁護士会からの推薦は、会内の派閥力学に影響することが指摘されている。たいてい、七〇歳の定年まで四、五年を残す人が対象となる。仮に、若い人や革新的な人を推薦しても、最高裁や内閣がうんといわない。今のやり方が、法曹界の常識の線といえる」（一九九〇年一月十五日付『朝日新聞』）

さりとて、上記四弁護士会推薦の者にしか最高裁入りの道が開かれていない実態は合理性を欠いている。「候補者の適性より、出身弁護士会と、その弁護士会での有力者の順送りが優先されている」との批判が日弁連内で言われてきたのは当然であろう（二〇〇九年一月一八日付『朝日新聞』）。そこで、日弁連理事会は前出の運用基準の全部改正を二〇〇九年一月一七日に議決し、翌年四月一日から施行した。これにより、各弁護士会の推薦者以外に「五十名以上の会員の推薦」を得た会員も候補者になることが可能になった。その結果、「法曹界の常識の線」を打破できたのであろうか。運用基準の全部改正以降の弁護士枠

表10 司法修習終了の検察官出身者が最高裁裁判官に就いた年齢

| 総数 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 9 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010:409-410）。

表11 司法修習終了の検察官出身者の検察庁での最終ポスト

| 総数 | 最高検次長検事 | 東京高検検事長 | 大阪高検検事長 | 名古屋高検検事長 |
|----|---------|---------|---------|----------|
| 9 | 3 | 3 | 2 | 1 |

筆者作成。

長老的な方が多かった」（泉ほか二〇一七・三一〇）時代からは、確かに任命者は様変わりしている。一方で、人権派と目される弁護士が任命されていない（岡口二〇一九・一四九）ことに加えて、若返りもさほど進んでいない。ただ、堅牢な昇進システムに縛られた職業裁判官枠よりは若返りのしくみはつくりやすそうではある。たとえば、前述の運用基準に「推薦にあたっては年齢を考慮すること（六〇歳未満が望ましい）などの年齢要件を加えれば、やや希望をもてるのではないか。」

4 学識経験者枠での任命者の若返りは可能か

2の冒頭に述べたように、学識経験者枠の五人は検察官出身者一人、行政官出身者一人、学者出身者一人とほぼ内訳は慣例的に決まっている。まず司法修習終了の検察官出身者の任命時年齢については表10の、また彼らの賢察庁での最終ポストは表11のとおりである。

任命時年齢は平均で六三・一歳となる。検察官から最高裁入りする

表9 運用基準の全部改正以降の弁護士枠での最高裁判事任命者

| 氏名 | 任命時年齢 | 任命日 | 出身弁護士会 | 会務経験など |
|-------|-------|------------|--------|---------------------|
| 大橋正春 | 64 | 2012.2.13 | 一弁 | 日弁連法科大学院センター委員長 |
| 山浦善樹 | 65 | 2012.3.1 | 東弁 | |
| 鬼丸かおる | 64 | 2013.2.6 | 東弁 | 日本女性法律家協会副会長 |
| 木内道祥 | 65 | 2013.4.25 | 大阪弁護士会 | 日弁連倒産法改正問題検討委員会委員長 |
| 木澤克之 | 64 | 2016.7.19○ | 東弁 | 東弁人事委員会委員長 |
| 山口 厚 | 63 | 2017.2.6○ | 一弁 | 東大大学院法学政治学研究科長・法学部長 |
| 宮崎裕子 | 66 | 2018.1.9○ | 一弁 | 新司法試験考査委員 |
| 草野耕一 | 63 | 2019.2.13○ | 一弁 | 西村あさひ法律事務所代表パートナー |

○は現職者。筆者作成。

での最高裁判事任命者を表9でみてみよう。平均年齢は六四・三歳と若干若返っている。それでも職業裁判官枠の任命者の平均年齢よりは高い。出身弁護士会は相変わらず先に掲げた四弁護士会のいずれかで、現在では東弁一人に一弁三人と偏っている。山浦は俗に言うマチベン出身で弁護士会での会務には携わっていない。山口が弁護士登録したのは二〇一六年八月にすぎない。そのわずか半年後に任命された。安倍政権の介入によるこの異例の人事がはらむ問題性についてはすでに別稿で論じた（西川二〇一九b・二三九・二四〇）。宮崎と草野は国際性のあるビジネス法務を扱う渉外弁護士出身である。この二人は山浦とは対照的にいわゆる四大法律事務所に所属していた（宮崎は長島・大野・常松法律事務所）。

弁護士枠での任命者に「弁護士会で功績があつた

表 14 1984年2月以降に学者出身者が最高裁裁判官に就いた年齢

| 総数 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 409-410）。

表 15 1984年2月以降に任命された学者枠最高裁裁判官の専門領域

| 総数 | 行政法 | 民法 |
|----|-----|----|
| 5 | 3 | 2 |

筆者作成。

任命時年齢と専門領域を表14と表15に掲げた。
 表中の五人の任命時平均年齢は六二・四歳である。上述のいずれの出身枠より若い。
 かねてより学者枠の人選基準は「わからない」と言わってきた（塙原二〇〇一・六八）。泉徳治元最高裁判事は「行政官と学者の場合は、内閣が直接人選しますので、最高裁は関与しません。（略）学者については、内閣の意向で、人選の段階から最高裁が意見を述べたり、本人への内示も最高裁が行うということはあります」と紹介している（泉二〇一七・一五八）。

明確な基準がなく上がりポストでもない学者枠こそ、若返りが容易なのではないか。ツイッターへの投稿をめぐって分限裁判にかけられ、二〇一八年一〇月に最高裁決定で戒告処分を受けた岡口基一仙台高裁判事は、最高裁判事が「好き勝手な判決をする「王様」化の進行を懸念している（岡口二〇一九・一三一・一三六）。加えて、これを食い止める上で重要な役割を果たすのは、公法学者と弁護士の出身の最高裁判事だと主張する（岡口二〇一九・一四四）。泉も「各小法廷に

表 12 1984年2月以降に行政官出身者が最高裁裁判官に就いた年齢

| 総数 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 12 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 |

作成参照：全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010: 409-410）

表 13 1984年2月以降に任命された行政官枠最高裁裁判官の出身官庁

| 総数 | 外務省 | 内閣法制局 | 労働省 | 社会保険庁 | 消費者庁 |
|----|-----|-------|-----|-------|------|
| 12 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 |

筆者作成。

次に行政官出身者はどうであろうか。前に触れたとおり、一九八四年二月に司法修習終了の職業裁判官として矢口洪一がはじめて最高裁判事に任命された。それ以降の行政官出身者の任命時年齢を示したのが表12である。表13は彼らの出身官庁である。

平均で六三・六歳である。外務省出身者五人はいずれも特命全権大使の経験者である。内閣法制局出身者三人はみな内閣法制局長官の退職者である。労働省の二人は局長の、社会保険庁と消費者庁の一人ずつは長官を経て任命されている。検察官枠と同様に、最高裁裁判官はこれら高位級ポストに到達した者の上がりポストとして供せられる。すなわち若返りは期待できそうにない。

最後に学者枠をみてみよう。やはり一九八四年二月以降の任命者の

公法学者を一人は入れることです。（略）憲法の番人といいながら、公法学者が一人もいないという姿は極めて異常です」と言う。この発言当时、学者枠として民法を専門とする岡部喜代子が入っていた。

五〇歳代の優秀な公法学者を任命すべきだ。学者枠で現職の宇賀克也が定年退官を迎えるのは二〇二五年七月二〇日である。この後任に、宍戸常寿東大大学院法学政治学研究科教授を充てることを考えてみよう。彼は一九七四年九月生まれで、東大三年のときに司法試験に合格した。東大卒業と同時に東大の助手に採用され、憲法と情報法の領域で抜きん出た業績を上げている。宇賀の定年時にはまだ五〇歳である。先に言及した、不滅と思われている入江の五一歳という最高裁入り最年少記録を更新する。

おわりに

その入江が一九五二年八月に最高裁判事に任命される際に、最高裁判事の中で反対意見が出された。当時、入江は衆院法制局長の任にあり、裁判実務の経験をもたないことに五人の最高裁判事が異を唱えた（野村一九八六・六四）。新聞にも、入江が任命されれば配属される第一小法廷の三人の最高裁判事が、木村篤太郎法務大臣と面会し反対を表明したと報じられている（一九五二年八月二六日付『読売新聞』）。いまなら考えられない。というのも、最高裁判官の人事は秘密裏に進められる。現職の最高裁判事たちでさえ新聞の首相動静欄に最高裁長官が首相官邸を訪ねたとの記載をみて、それを察知するのである。ところが、入江のときは候補者の段階で報じられていた（一九五二年八月二三日付『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』各紙夕刊）。

アメリカ連邦最高裁判事の任命手続きは公開されている。大統領が候補者を指名し、その者について上院の「助言と承認」を経て任命へと至る。より具体的には、上院司法委員会で候補者についての質疑応答と採決が行われる。次に上院本会議での投票に付されて、過半数の承認が得られれば任命の運びとなる。たとえば、二〇一八年七月にトランプ大統領はブレット・カバノーを候補者として指名した。九月に開かれた上院司法委員会の公聴会において、彼の学生時代の性的暴行疑惑が追及された。それでもこの人事案は同委員会で承認され、一〇月の上院本会議における投票の結果、賛成五〇・反対四八の僅差で承認された。このように、候補者は任命までに議会の審査を受け、国民の厳しい目にさらされるのである。

きわめて対照的に日本の場合は候補者を指名・任命する閣議決定がなされた後に、その者の氏名・経歴などが明らかにされる。選考過程について国民はいつさい蚊帳の外に置かれる。国民のほとんどは最高裁裁判官について関心をもつ機会がなく、それが国民審査を形骸化させる大きな原因になっている。

最高裁発足時に片山内閣が設置した裁判官任命諮問委員会は、内閣の指名・任命権を拘束すると批判されて、このときのみの設置で終わってしまった。とはいっても、最高裁裁判官の選考過程を民主的コントロールの下に置くことは司法権の強化につながるはずである。この種の委員会による意見具申は内閣の権限を損なわないとの共通了解をつくればよい。そして、そこでは候補者の年齢も論点にするのである。実は一九七〇年代に社会党が「最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案」を議員立法で五回提出している（西川二〇一二：一八五）。

日本の司法は「弱い司法」ないしは司法消極主義と指摘されてきた。最高裁による法令違憲判断・決定はこれまで一〇件にすぎない。もちろん、この少なさの理由を最高裁の「弱さ」や消極性だけに帰することはできない。また、一〇件のうち五件は二〇〇一年以降に出されていることから、司法は変わりつつあるとも考えられる。これをより推し進めるためには、やはり最高裁判事は「赤いちゃんちゃんこ」を着る前に就任して一〇年以上在職可能にすることが鍵となる。前出の泉によれば、違憲立法審査権の行使には三権における司法の位置付けへの深い理解に達することが不可欠であるという。それに相応の十分な時間を要する（市川ほか二〇一五：三三二六）。

最高裁の若返りをまずは学者枠と弁護士枠からはじめるべきである。これは最高裁の「王様」化を抑止し、その積極性を後押ししよう。政権構想の司法分野のプログラムにはぜひ最高裁の若返りを掲げてほしい。

引用・参考文献

- 泉徳治ほか（二〇一七）『一步前に出る司法』日本評論社。
- 市川正人ほか（二〇一五）『日本の最高裁判所』日本評論社。
- 岡口基一（二〇一九）『最高裁に告ぐ』岩波書店。
- オプラー、アルフレッド／内藤頼博監訳・納谷廣美ほか訳（一九九〇）『日本占領と法制改革—GHQ担当者の回顧』日本評論社。
- 全裁判官経歴総覧編集委員会編（二〇一〇）『全裁判官経歴総覧 第五版 期別異動一覧編』公人社。
- 塙原英治（二〇〇二）「最高裁とは誰か 第八回 次の最高裁判事は誰か」『月刊司法改革』第一九号。
- 西川伸一（二〇〇九）「最高裁のルーツを探る」『政経論叢』第七八巻第一・二号。
- （二〇一〇）『裁判官幹部人事の研究』五月書房。
- （二〇一二）『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。
- （二〇一四）「耕論 最高裁の『敬老会』化を見よ」二〇一四年八月一九日付『朝日新聞』。
- （二〇一九a）「望ましい司法制度にむけて～ジェンダー・バランスからみた現代日本の裁判所」『フラタニティ』第一五号。
- （二〇一九b）『政袁記』五月書房新社。
- 「弁護士山中理司（大阪弁護士会所属）のブログ」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/>)
- 野村二郎（一九八六）『最高裁全裁判官』三省堂。
- 藤村修（二〇一四）『民主党を見つめ直す』毎日新聞社。

新型コロナウイルスが、昨年一二月に中国の武漢で発生し、今や一三九カ国以上に広がり、感染者は一五万人を超えた。「人類最大の敵」として社会存立の基礎を脅かしている。三月一日、世界保健機構（WHO）はパンデミック（世界的大流行）を宣言した。アメリカやスペインなど一三カ国で国家非常事態宣言が発せられ、世界経済は二〇〇八年のリーマン・ショック以上の打撃を受けている。日本では安倍晋三政権が鈍感な対応しか出来ず、被害と混乱が拡大し、経済の大幅な後退が危機感を強く予測されている。東京オリンピックは延期が濃厚となつた。早期の終息を願うしかないが、この面からも安倍政権の退場が強く求められる。

太平洋の向こうでは、一月の大統領選挙にむけて民主党の候補をめぐって「民主的社会主义」を主張するサンダースが健闘している。若者の六〇%の支持を得てているのは驚異と言える。「社会主义」が死語に近い日本でもいずれ変化が起きると期待したい。

何よりも〈政権構想〉をめぐって論議が起ることを切望する。感想・批判を寄せてほしい。

続編として、教学育問題、税制、社会保障、生存権所得をテーマにして第二弾を考えている。

二〇二〇年三月一五日

村岡 到

編者
村岡 到 むらおか いたる 1943年生れ 季刊『フラタニティ』
編集長
筆者
孫崎 享 まごさき うける 1943年生れ 元外務省国際情報局局長
西川伸一 にしかわ しんいち 1961年生まれ 明治大学政治経済学部教授
紅林 進 くればやし すすむ 1950年生まれ フリーライター

政権構想の探究①

2020年3月21日 初版第1刷発行

編者 村岡 到
发行人 入村康治
装 帧 入村 環
発行所 ロゴス
〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-6-11
TEL 03-5840-8525 FAX 03-5840-8544
URL <http://logos-ui.org>
印刷／製本 株式会社 Sun Fuerza

定価はカバーに表示しております。ISBN978-4-910172-00-2 C0031